

## 原子力発電所事故による経済被害対応本部の開催について

平成 23 年 4 月 11 日  
内閣総理大臣決裁

1. 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による経済被害についての対応の枠組みの検討等を行うため、原子力発電所事故による経済被害対応本部（以下「本部」という。）を開催する。
2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

本部長	原子力経済被害担当大臣
副本部長	内閣官房長官 財務大臣 文部科学大臣 経済産業大臣
本部員	総務大臣、法務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（金融）、国家戦略担当大臣、本部長が指名する内閣官房副長官
事務局長	本部長が指名する副大臣
事務局長代理	本部長が指名する内閣官房副長官及び内閣総理大臣補佐官
3. 本部の庶務は、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。